

令和5年度 給付奨学生募集要項

公益財団法人 日本教育公務員弘済会茨城支部

公益財団法人 日本教育公務員弘済会茨城支部（以下「当会」という。）では、勉学意欲がありながら、学費の支払が特に困難と認められる茨城県立高等学校又は茨城県立中等教育学校（後期課程）に在学する者を対象として、給付奨学生を次のとおり募集します。

〔1〕 募集概要

1 募集対象

茨城県立高等学校又は茨城県立中等教育学校（後期課程）に在学する者

2 募集締切

令和5年6月28日（水）必着

※ 生徒（申請者）が学校へ提出する期限は、各学校が定めていますのでご注意ください。

3 採用人数

130名

4 申請資格 次の（1）～（3）までのすべてに該当する者であること

（1）対象者

茨城県立高等学校又は茨城県立中等教育学校の後期課程に在学する者で、経済的理由により学費の支払が特に困難と認められる者

（2）家計基準

次のアからウまでのいずれかに該当すること

ア 生活保護法による保護を受けている。

イ 主たる家計支持者（収入・所得金額が多い方）が、地方税法第295条第1項の規定により市町村民税を非課税とされ、又は同法第323条第1項の規定により市町村民税を減免されている。

ウ 世帯の全収入額が収入基準額を下回っている。（〔3〕家計基準について 4～6頁参照）

（3）学校長の推薦

勉学意欲があり、高等学校又は中等教育学校を卒業できる見込みがあると学校長が認める者（高等学校等給付奨学生推薦書〈給奨学様式4〉の提出が可能な者）

※ 中途退学者の申し出により、給付奨学金を返還していただく事例がありましたので、応募される際には慎重にご推薦ください。

（4）他の奨学金との併給

可能です。

5 給付金額及び給付方法

（1）10万円

（2）申し出の金融機関の奨学生の銀行口座へ振込みます。

<振込予定> 令和5年9月20日（水）

6 申請手続

(1) 給付奨学生志望者は、給付奨学生申請書（給奨学様式1）に必要事項を記入・押印のうえ、必要関係書類等を添付して在学している学校長宛にご提出ください。

(2) 各学校は、「4申請資格」を満たす者をご推薦ください。

※ 各学校は、高等学校等給付奨学生推薦書（給奨学様式4）を作成し、必要書類の添付を確認するとともに、記入事項、押印〔生徒・親権者（父母兄弟又はこれに代わる者）〕の有無を確かめてからご提出ください。

(3) 各学校は、提出期限内に当会へ書類をご送付ください。

送付先
公益財団法人 日本教育公務員弘済会茨城支部 〒310-0852 茨城県水戸市笠原町 978-46 茨城教育会館 1F 電話  0800-800-0244 FAX  0800-800-3144

※ 提出された書類は、返却しません。（当会で責任を持って処分します。）

7 提出書類

(1) 給付奨学生申請書（給奨学様式1）・・・生徒（申請者）欄は生徒が自署

(2) 高等学校等給付奨学生推薦書（給奨学様式4）・・・学校関係者が作成

(3) 添付書類・・・親権者が添付（3頁参照）

(4) 採用決定後に給付奨学金銀行振込依頼書（給奨学様式9）・・・奨学生が自署

※ 預金通帳又はキャッシュカードの写しを添付

8 奨学生の採用決定

「給付奨学生選考委員会」及び「教育振興事業選考委員会」の選考後、理事長が採用を決定し、令和5年8月初旬に、在学している学校を通して本人に通知します。

※ 決定通知とは別に「給付奨学生採用決定証」を当会担当者が学校を訪問してお渡します。

※ 選考結果に対するお問い合わせには、一切お答えできません。

9 給付の辞退

給付を辞退する場合は、辞退届を学校長名で作成のうえ、ご提出ください。

10 成果報告書の提出

(1) 給付奨学金を受けた者は、「給付奨学生成果報告書」を学校長へ提出ください。

(2) 学校長は令和6年1月31日（水）までに当会へご提出ください。

11 給付奨学金の返還

奨学生は次の事項のいずれかに該当した時は、給付奨学金の全額を当年度内に返還していただきます。

(1) 奨学金を給付目的以外に使用したとき

(2) いつわりの申請その他の不正な手段によって給付を受けたとき

(3) 休学、転学、留年が適当でないとき

(4) 在学する学校で処分を受け、学籍を失ったとき

(5) その他、奨学生として適当でないとき

[2] 添付書類

留意事項

- 添付書類に不備や当会指定と異なる書類の提出があった場合、判定材料を欠くものとして不採用となり、又は加算の対象となりません。下の1、2を熟読のうえ、該当する書類すべてをご提出ください。

なお、提出期限内に訂正した不備書類を提出できれば申請を受け付けます。

- 添付資料がA4判以外の場合、A4判に用紙を貼り付けてご提出ください。
- 証明書類の取得が募集締切日以降となる場合は、その旨事前にご連絡ください。

1 所得に関する証明書

世帯全員（就学者を除く）の『令和5年度 所得証明書（課税証明書）』（原本）

*源泉徴収票及び確定申告書は不可。

※ 『令和5年度 所得証明書（課税証明書）』は在住の市役所、町村役場等にて、6月中ごろから取得することができます。

なお『令和4年度 所得証明書（令和3年分所得）』は不可となります。

※ 前年の中途又は当年新たに就職・転職（開業・転業を含む）している場合

- ① 給与所得者の場合：直近の給与明細書及び新規勤務先作成の年間収入見込算出表（申請時現在の月収及び賞与等を考慮のうえ、年収（1年分）を算出してください。勤務先代表者の証明印が必要です。）（様式任意）

- ② 給与所得者以外の場合：収入から必要経費を控除して所得を算出したもの（様式任意）

※ 給付奨学生申請書の収入・所得欄には次の金額を記入してください。

- ① 給与所得者・年金受給者の場合は所得証明書の「給与収入金額」
- ② 自営業・農業など給与所得者以外の場合は所得証明書の「給与所得金額」

2 申請資格確認及び収入基準額への「加算額」算出等に必要な諸証明書

下記に該当するものすべてを添付してください。

(1) 生活保護法に基づく保護を受けている場合

・『生活保護受給証明書（福祉事務所長の証明書）』（原本）

(2) 主たる家計支持者（収入・所得金額が多い方）の市町村民税が非課税又は減免されている場合

・『令和5年度 非課税証明書』（原本）

* 「1 所得に関する証明書」で主たる家計支持者の証明書が「非課税証明書」の場合は、改めて「非課税証明書」をとる必要はありません。

* 「令和4年度 非課税証明書（令和3年分所得）」は不可

* 課税証明書等に「非課税」の表記が記載されているものは添付可能

(3) 障害のある人がいる世帯

- ・ 障害者手帳の写し・・・障害者等級表の1級、2級、3級に該当する障害
- ・ 国民年金証書の写し・・・国民年金法施行令別表の1級、2級に該当する障害

* 直近のものを添付

(4) 居住する住居が借家・借間で、家賃支払いがある場合

- ・ 賃貸借契約書等の写し又は家賃等の支払いが証明できる書類の写し

* 領収書等で提出する場合は、家賃支払いに関する記載があるものの写し

* 直近のものを添付

(5) 医療費・居宅介護等の支出がある世帯

- ・ 令和4年分の医療費支出及び介護費支出等の実費額が分かる領収書の写し

[3] 家計基準について

「世帯人員の認定」、「世帯の全収入額（就学者を除く）」の算定については次のとおりです。

なお、収入判定については当会が行いますが、「3 収入基準額の目安（5 頁）」におおむねの基準を示しています。（給付奨学生応募者が募集人数を上回る場合は、給付対象となる収入であっても採用されない場合があります。）

1 世帯人員の認定

世帯人員の認定（申請時の状態で行うものとする。）は次によります。

- (1) 同居・別居を問わず、本人と生計を一にしている家族は同一世帯員とします。
- (2) 同一の住居に居住している家族は、原則として同一世帯員とします。
- (3) 次の場合は、同一の住居に居住していなくても、同一世帯員とします。
 - ア 主たる家計支持者（収入・所得金額が多い方）が出稼ぎ又は勤務地の関係で別居しているとき
 - イ 就学又は病気療養等のため一時別居しているとき
 - ウ 主として扶養している別居の祖父母
 - エ その他上記のいずれかと同様の状態にあるとき
- (4) 別居独立している兄弟姉妹及び生計を一にしない別居の祖父母が記入されている場合は、同一世帯としません。
- (5) 事情により家庭（両親又は家族）と絶縁状態及びそれに準ずるような場合は、本人を独立生計者として取り扱います。この場合「給付奨学金希望理由等」欄に本人の家庭（両親又は家族）から送金されていない事情等を必ずご記入ください。

2 世帯の全収入額（就学者除く）の算定

親権者が、次により「世帯全員の収入」を「給付奨学生申請書」の「収入・所得（年収）」欄に記入し、各学校が、その記入内容を確認します。

- (1) 給与収入（年金受給者も給与収入で算出します。）
所得証明書（課税証明書）の給与収入金額とします。
- (2) 給与以外の収入（自営業等）
所得証明書（課税証明書）の給与所得金額とします。
- (3) 収入に入れないもの
 - ・生徒（申請者）のアルバイトによる収入
 - ・兄弟・姉妹が学生（大学生・専門学校生等）である場合の収入

※ 上記（1）「給与収入」又は（2）「給与以外の収入」の収入額から医療費支出の実費額と介護費支出の実費額を差し引いた金額が「世帯の全収入額」になります。

3 収入基準額の目安

(1) 収入基準額表（年額）

（単位：千円）

	世帯人数別金額の目安（本人を含む）					
	1人	2人	3人	4人	5人	6人
給与収入	1,660	2,689	3,561	4,392	5,187	6,105
給与以外の収入	994	1,702	2,312	2,971	3,608	4,344
	世帯人数別金額の目安（本人を含む）					
	7人	8人	9人	10人	11人	12人
給与収入	6,951	7,792	8,629	9,467	10,305	11,142
給与以外の収入	5,056	5,813	6,567	7,320	8,090	8,885

※ 「給与収入」と「給与以外の収入」では、収入基準額が異なりますので、ご注意ください。

※ 世帯収入が、「給与収入」と「給与以外の収入」の双方ある場合は、「給与収入」者の年収額を「令和5年度所得証明書」の「給与収入金額」から「給与所得金額」に変更して、給与以外の収入と合算します。

(2) 収入基準額への加算額表（年額）

（単位：千円）

区分	金額	要件
教育扶助	47	小学生1人につき
	92	中学生1人につき
住宅扶助	234	家賃を払っている場合
障害者加算	449	障害程度等級表1級、2級、又は国民年金法施行令別表1級該当
	300	障害程度等級表3級、又は国民年金法施行令別表2級該当
1人親加算	314	父母の一方又は両方が欠けている世帯
高等学校等就学費	96	高校生1人につき（本人は除く）

※ 障害者加算及び1人親加算については、同一の者が2個以上の加算事由に該当する場合は、いずれか最も高い加算額のみ加算します。

4 判定方法

「世帯の全収入額（4頁）」が、上記（1）収入基準額表（年額）の額と（2）収入基準額への加算額表（年額）の額を足した金額（収入基準額）を下回れば、家計基準をみたしていると判定します。

5 計算例

○ 家族の状況例

続柄	氏 名	年齢	職業	勤務先（学校名）	年収
父	教弘 二郎	46	会社員	〇〇株式会社	2,501,111 円
母	教弘 幸子	41	パート	株式会社□□	500,222 円
本人	教弘 三郎	15	高校生	茨城県立〇〇高等学校	0 円
弟	教弘 四郎	13	中学生	水戸市立△△中学校	0 円
合計	4 人				3,001,333 円

< 上記世帯の場合 >

① 世帯の全収入 父と母 3,001,333 円

② 合計収入基準額 4,484,000 円

※合計収入基準額の内訳（5 頁参照）

1. 収入基準額表 4 人世帯（給与収入） 4,392,000 円

2. 加算額 教育扶助（中学生 1 人） 92,000 円

合 計 4,484,000 円

③ 世帯の全収入 3,001,333 円 < 合計収入基準金額 4,484,000 円

（収入基準額以下のため申請可）

お問い合わせ先

公益財団法人 日本教育公務員弘済会茨城支部 給付奨学金担当 高島

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町 978-46 茨城教育会館内

電話  0800-800-0244 FAX  0800-800-3144

公益財団法人茨城県信育英会

令和5年度 高等学校奨学生募集要項

公益財団法人茨城県信育英会では、将来、社会に貢献し得る有為な人材を育成することを目的として、茨城県内に居住する学生生徒のうち、心身健全、学力優秀な学生生徒で経済的な理由により修学困難な者に対し、教育資金の援助を行っております。

つきましては、下記要項及び別紙奨学生推薦基準により、令和5年度高等学校奨学生を募集致します。

記

1. 出願資格

- ① 茨城県内に居住を有する高等学校在学者であること。
- ② 健康診断により修学に十分耐え得ると認められること。
- ③ 人物・学業とも優良であること（成績基準有）。
- ④ 経済的理由により、学資の支弁が困難であること（収入基準有）。
- ⑤ 他奨学団体との併願可。

2. 募集人員・給付月額・給付期間

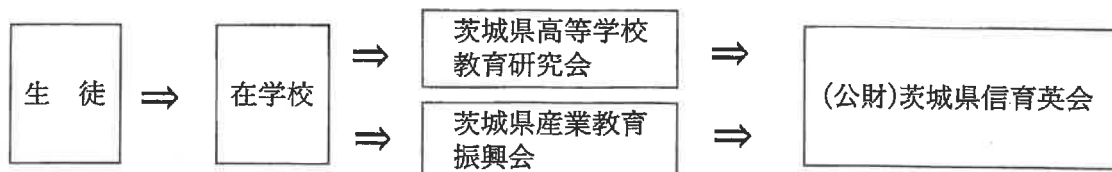
区分	募集人員	給付月額	給付期間
高校生	30名	10,000円	単年度（1年間）

※ 単年度（1年間）の給付となりますので、次年度に同一生徒の出願も認めます。

※ 募集人員については茨城県高等学校教育研究会からの推薦者15名、茨城県産業教育振興会からの推薦者15名の合計30名です。

3. 出願手続

- ① 出願希望者は、在学している学校から必要書類等の交付を受け、必要事項記入の上、関係書類等を添付して、在学している学校に提出して下さい。
- ② 学校では、出願者の人物・健康・学力・家計状況等を調査、検討の上、本会奨学生推薦基準に合致していることを確認し、出願書類をとりまとめ、学校が所属している茨城県高等学校教育研究会、もしくは茨城県産業教育振興会の事務局あて提出して下さい。



4. 出願書類

- (1) 奨学生願書（出願希望者記入）
- (2) 奨学生推薦調書（在学学校記入）
- (3) 必要添付書類……収入を証明するもの

同居している家族のうち収入がある者は、全員願書に記入の上、下記の書類を添付して下さい。尚、1人で2つ以上の収入がある場合は、各々の収入を証明する書類を添付して下さい。

- ① 給与所得者……前年分（令和4年分）の源泉徴収票（コピー可）。
- ② 事業所得者、農業所得者等……前年分（令和4年分）の確定申告書の写し。
- ③ 各種年金受給者……受給金額（年額）が確認できる証明書もしくは書類の写し。
- ④ 令和4年の中途又は、令和5年新たに就職、転職（開業・転業・勤務先変更等も含む）等により収入源に変動があった者については、次による。
 - ア) 給与所得者 …………… 勤務先の年収見込証明書・月収証明書・直近の給与支払証明書等のいずれか。
 - イ) 給与所得者以外の者 … 願書に出願時の家庭事情、家計の状況、年収見込等を記入し、年間収入額（令和4年1月～12月分）を推算する。

5. 出願期間

在学学校への提出期限は当該高校が定めておりますので注意して下さい。

6. 奨学生の採用決定

奨学生として採用になった生徒についてのみ、当育英会より在学学校長を通じて本人に通知します。（7月中旬頃通知の予定です）尚、不採用の通知は致しませんのでご了承願います。

7. 奨学金の交付

在学学校長宛に奨学生採用決定通知と一緒に「奨学金振込口座届」を同封しますので、指定された期日までに当育英会宛返送して下さい。奨学金は「奨学金振込口座届」に記載の口座（生徒本人の口座）に振り込みにより支給します。

8. 奨学資金の返還について

給付ですので、返還の必要はありません。

9. その他

- ① 在学中に、休学、停学、退学、辞退、その他奨学生として適当でないと判断される状況となった場合は、その時点から給付停止となります。
- ② 出願書類はお返し出来ませんのでご了承願います。

10. 問合せ先

茨城県信用組合 総務部内 公益財団法人茨城県信育英会 事務局
〒310-0062 茨城県水戸市大町 2-3-12
電話 029-231-2131(代表)

※ 出願希望者及び保護者からの問合せは、学校を通して行って下さい。

公益財団法人茨城県信育英会 奨学生推薦基準

- 推薦に当たっては、人物・健康・学力・家計の4項目の基準を全て満たしていること。
- 推薦の決定に際しては、人物について特に留意し、学力と家計との関係は後者に重点を置くこと。

1. 人物について

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が生徒にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

「態度・行動が生徒にふさわしく」とは、校内・校外の生活を通じて、規律を重んじ、向学心に富み、意志が固く、かつ、道徳的悪傾向（虚偽・利己・放逸・怠惰・無責任等）がないと認められることを意味する。

2. 健康について

- ① 学校保険法による定期健康診断（最近1年以内に実施したもの。第1学年に在学する者については、入学者選抜時の健康診断でもよい。）の結果により修学上支障がないと学校側が認めた者。（健康診断書の提出は不要）
 - ② 前記①の健康診断によることが出来ない場合は、医師が健康診断を行い、その結果により修学上支障がないと学校側が認めた者。（健康診断書の提出は不要）
- ※ 尚、身体に障害のある者についても、修学上支障がなければ推薦して差し支えない。

3. 学力について

- ① 高等学校第1学年に在学する者
中学校における第2学年、第3学年の学習成績の評定を全履修教科について平均した値が**3.2以上**であること。
但し、特に人物が優れており、奨学資金の給付によって学習成績の向上が見込まれる者については、上記評定平均値が**3.0以上**であること。この場合は所見を詳細に記入すること。
 - ② 高等学校第2学年以上に在学する者
高等学校第2学年に在学する者は、高校第1学年の学習成績、高校第3学年に在学する者は、高校第1学年、第2学年の学習成績の評定を全履修教科について平均した値が**3.0以上**であること。
但し、特に人物が優れており、奨学資金の給付によって学習成績の向上が見込まれる者については、上記評定平均値が**2.8以上**であること。この場合は所見を詳細に記入すること。
- ※ 履修教科の評定は5・4・3・2・1の5段階法による。

4. 家計について

給与所得者と事業所得者に分けて以下の①～④により算出し、本人の属する世帯の直近の総所得額が、**別表3の所得基準額以下**であること。

- ① 給与所得者（年金受給者を含む）の算出
俸給・給料・賃金・事業主報酬・役員報酬・歳費・賞与及び専従者給与（専従者控除分も含む）、並びにこれらの性質を有する給与等（年金「恩給・老齢年金・遺族年金等を

含む」並びに扶助料・傷病手当金等を含む）の年間収入金額（源泉徴収票等という支払金額・年金の場合は年間の年金受給額）を基にして、別表 1 の計算式にあてはめ所得金額を算出する。マイナスの場合はマイナスで記入する。

② 事業所得者の算出

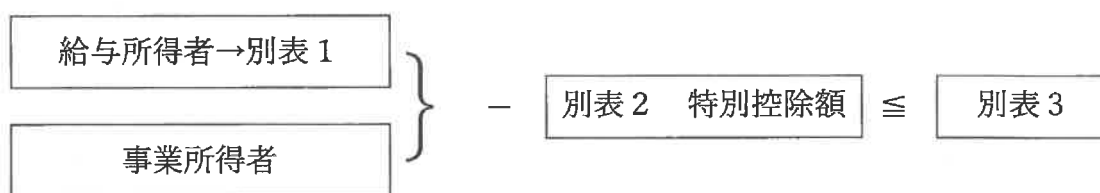
確定申告（青色申告・白色申告）をしている自営業者（農林水産業を含む）が対象で、総収入額（総売上高）から原価や必要経費を控除した金額をいう。確定申告書の所得金額がそれであり、マイナスの場合はマイナスで記入する。尚、事業所得者の場合、別表 1 の所得金額の算出表は利用できません。

③ 【別表 2 特別控除額表】について

上記①もしくは②によって算出した所得金額から、別表 2 の該当する特別控除額を差し引く。所得金額が複数もしくは複数人の場合は、各々の所得金額を合算した後に特別控除額を控除する。

④ 【別表 3 所得基準額表】について

上記③によって算出した金額を、別表 3 の所得基準額表にあてはめて所得基準額以下であることを確認する。



⑤ 令和 4 年の中途又は、令和 5 年新たに就職、転職（開業・転業・勤務先変更等も含む）等により、収入源に変動があった者については、次により出願時現在の状態で年間収入額を算定する。

ア) 給与所得者の場合、勤務先の年収見込証明書又は月収証明書をもって年間収入額（令和 4 年 1 月～12 月分）を推算する。

イ) 願書に出願時の家庭事情、家計の状況、年収見込等を記入し、年間収入額（令和 4 年 1 月～12 月分）を推算する。

ウ) 上記ア）、イ）により推算した年間収入額を令和 4 年分とみなし、上記①もしくは②により所得金額を算出した後、③、④の計算から、所得基準額以下であることを確認する。

⑥ 世帯人員の認定

本人の属する世帯とは、同居・別居を問わず、本人と生計を一にする世帯をいう。世帯人員の認定（出願時の状態で行うものとする。）は次による。

ア) 同一の住居に居住している家族は、原則として同一世帯員とする。

イ) 次の場合は、同一の住居に居住していなくても、同一世帯員とする。

- ・ 父母又は父母に準じて家計を支えている者が、出稼ぎ又は勤務地の関係で別居しているとき。
- ・ 就学又は病気療養等のため一時別居しているとき。
- ・ 別居の祖父母を主として扶養しているとき。
- ・ その他上記のいずれかと同様の状態にあるとき。

- ウ) 別居独立している兄弟姉妹及び、生計を一にしない別居の祖父母は、同一世帯としない。
- エ) 別表 2 でいう「母子・父子世帯」とは次の場合をいう。
- ・ 母又は父と 18 歳未満の子女の世帯。
 - ・ 母又は父と 18 歳未満の子女及び 60 歳以上で経済力のない（年間所得金額 50 万円以下の者をいう。）祖父母の世帯。
 - ・ 18 歳未満の子女の世帯。
 - ・ 祖父母と 18 歳未満の子女の世帯。
 - ・ 配偶者のいない兄弟と 18 歳未満の子女の世帯。
 - ・ 配偶者のいない兄弟と 18 歳未満の子女及び 60 歳以上で経済力のない祖父母の世帯。
- ※ 18 歳以上の就学者・長期療養者・心身障害等のため経済力のない者は、18 歳未満の子女として扱う。

【別表 1 所得金額の算出表】……給与所得者の場合のみ

年 間 収 入 金 額	計 算 式
400 万円以下の場合	年間収入金額×0.8－278 万円＝所得金額
400 万円を越え 878 万円以下の場合	年間収入金額×0.7－238 万円＝所得金額
878 万円を越える場合	年間収入金額－501 万円＝所得金額
※給与所得者が2人以上いる場合は、合算して所得金額を算出する。また、同一人で2つ以上の収入がある場合は、収入金額を合算して所得金額を算出する。	

【別表 2 特別控除額表】

No.	特 別 の 事 情	特 別 控 除 額				
1	母子・父子世帯	4 9 万円				
2	就学者のいる世帯 [児童・生徒・学生 1人につき] ※出願者本人も控除する	小 学 校		8 万円		
		中 学 校		1 6 万円		
				自宅通学	自宅外通学	
		高 等 学 校	国・公立	2 8 万円	4 7 万円	
			私 立	4 1	6 0	
		高等専門学校	国・公立	3 6	5 5	
			私 立	6 0	8 0	
		短 大・大 学 大学院	国・公立	5 9	1 0 2	
			私 立	1 0 1	1 4 4	
		専 修 学 校	高 等 課 程	国・公立	1 7	2 7
			私 立	3 7	4 6	
			専 門 課 程	国・公立	2 2	6 2
私 立	7 2		1 1 2			
3	障害者のいる世帯	障害者 1 人につき			8 6 万円	
4	長期療養者のいる世帯	療養のため経済的に特別な支出をしている金額。				
5	主たる家計支持者が別居している世帯	7 1 万円				
6	火災・風水害、盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材、あるいは生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があって、将来長期にわたって支出増又は収入減になろうと認められる年間金額。				
※該当する特別の事情が2つ以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができる。						

【別表3 所得基準額表】

世帯人員	所得基準額	備 考
1 人	1 4 3 万円	世帯人員が7人を越える場合は、1人増すごとに16万円を、それぞれ世帯人員7人の所得基準額に加算する。
2 人	2 2 9 万円	
3 人	2 6 4 万円	
4 人	2 8 6 万円	
5 人	3 0 7 万円	
6 人	3 2 5 万円	
7 人	3 4 1 万円	

5. 特例推薦について

下記に該当する場合は、前記の学力について基準外であっても、推薦することができる。

- (1) 生活保護を受けている世帯。……証明できる書類を添付すること。
- (2) 家計や家庭の実状が主要因で、出願者本人の就学上、経済的に甚だ支障があると学校が認めた場合は、所見を詳細に記入の上、推薦すること。
- (3) 本人が孤児である場合。

本人が孤児である場合は、同一住居に居住者がいても、その世帯に属さないものとみなすことができる。ここでいう孤児とは、2親等以内の親族のうち、祖父母及び父母がなく、本人以外は20歳未満の兄弟姉妹（20歳以上の兄弟姉妹でも就学者・長期療養者・心身障害等のため経済力のない者は、20歳未満として扱ってよい。）のみの世帯をいう。なお、里子（特別の事情により本人が2親等以外の者に専ら養育されている者）については孤児扱いとすることができる。

※上記（1）、（2）、（3）による場合は、「特例推薦」の旨、調書の上部に朱書きして下さい。